

平成29年度 さいたま市立宮前小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校を作るため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立宮前小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解決に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導に当たる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第2条）

（1）目的

○学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。

（2）構成員

○委員会：校長、教頭、教務担当者、常置部会、学校評議員（現職警察官を除く）、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学校地域連携コーディネーター、スクールソーシャルワーカー

○常置部会：生徒指導委員会（校長、教頭、教務担当者、生徒指導・教育相談主任、各学年等、養護教諭、さわやか相談員、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー）

○臨時部会：事案に応じて委員会・その他の中から必要なメンバーを招集する。

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

（3）開催

○委員会：各学期1回、学校評議員・学校関係者評価委員会の中で実施する。

○常置部会：月1回、生徒指導委員会の中で実施する。

○臨時部会：必要に応じて開催する。

（4）内容

○基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証

○教職員の共通理解と意識啓発

○児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

○個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

○いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

○発見されたいじめ事案への対応

○構成員の決定

○重大事態への対応

2 なかよし委員会

(1) 目的

○いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を主体的に作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

なかよし委員

(3) 開催

みんなが、なかよくできるような集会活動を開催する。

(4) 内容 ※自分たちでいじめを撲滅する

○いじめ撲滅に向けた集会活動を中心とした取組を主体的に話し合う。

○いじめ撲滅に向けた集会活動を中心とした取組を推進する。

○いじめ撲滅に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各学級での話し合い結果をなかよし委員会で集約し、全校・地域に向けて発信する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間（6月）」に、「2－（3）友情・信頼、助け合い」や「3－（1）生命尊重」の内容項目を取り上げ、意図的・計画的な指導をする。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり

(2) なかよし委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開

(3) 校長等による講話

(4) 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

(5) 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○各学期6時間の授業を確実に実施し、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを通して、学級にあたたかな人間関係を醸成する。

○ロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(2) 授業の実施：5年生・6年生 1学期

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

(2) 「携帯・インターネット安全教室」の実施：6年生 7月

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- (1) 健康観察：担任が一人ひとりの表情を確認しながら呼名する朝の健康観察を徹底する。
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書やノートの落書き、机の配置等の変化はないか。
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称するからかいの様子はないか。
- (4) 給食：食欲がない、極端な盛り付け、当番の無理強い、机の配置等の変化はないか。
- (5) 登下校指導：独りぼっち、無理に荷物を持たされることはないか。

※「児童のささいな変化に気づく」「気付いた情報を共有する」「情報に基づき速やかに対応する」

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月 ※その他必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学校全体で情報共有する。
- (3) 結果の活用：アンケート結果に応じて、児童との面談を行う。面談の内容を全体で共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 報告書を作成する際、学年等で児童の様子を話し合うとともに、「心と生活のアンケート（年3回）」
「楽しいクラスにするためのアンケート（年3回）」の結果を活用する。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- (3) 早期発見、早期対応の手段として活用する。

4 教育相談の実施

- (1) 5月に個人面談、6月に家庭確認訪問をすべての家庭に対して実施する。
- (2) 2学期には、希望する保護者に対して個人面談を実施する。
- (3) 毎月1回、教育相談日を設定し保護者が相談しやすい体制づくりに努める。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：11月に実施する学校評価保護者アンケートの内容を活用する。（年1回）
- (2) 結果の活用：結果に応じて、保護者や児童との面談を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 定期的な情報収集は、学校評議員会の場を活用し、評議員がそれぞれの団体の情報を持ち寄る。
- (2) 日常的な情報収集は、常時行い全職員が情報収集の窓口となる。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引きに」に基づき、対応する。

○校長は、集約された情報をもとに、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、情報収集の窓口となって、情報を収集し、必要な情報を整理して校長に伝える。校長の方針を所属職員に指示する。校長不在時には、校長の職務を行う。

○教務担当者は、校長・教頭を補佐し、所属職員との連絡・調整や指導・助言をする。

○担任は、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめを行なった児童に、自らの行為を反省し、責任を自覚させ、再発防止のために必要な指導を行う。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。教頭に報告する。学年の指導方針を決定する。担任に児童への指導方法を指導・助言する。

○担任外教員（専科・少人数指導担当）は、授業時の様子等からいじめに関する情報を収集し、得られた情報を担任等につなぐ。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全職員と共通理解するための体制を整備する。校内・校外の関係者間や保護者との連絡・調整を図る。

○教育相談主任は、児童や保護者が相談しやすい体制づくりをする。相談内容を共有できる体制を整備する。校内・校外の関係者間や保護者との連絡・調整を図る。

○特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。事案の解決等に必要がある場合には、特別支援教育関連機関との連絡・調整を行う。

○養護教諭は、日頃から欠席や来室の回数等について、担任との連携を密にする。いじめられた児童の

傷病等の状況確認をする。必要に応じ応急処置を行い、関係者への連絡をする。いじめられた児童、いじめを行なった児童等から得られた情報を報告する。

- さわやか相談員は、児童に寄り添い、心のケアをし、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、教職員が行う支援について指導・助言を行う。児童へのカウンセリングを行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。児童への日常の声掛けなど、学校・保護者と連携し、地域の子どもたちがよりよく育つための支援を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○重大事態について

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発表した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、次の対処を行う。

ア)いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ)校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

〈学校を調査主体とした場合〉

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした組織）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

〈教育委員会が調査主体となる場合〉

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

- (1) 年度当初の職員会議で、学校いじめ防止基本方針についての確認を行う。年度末の職員会議で、次年度に向けた改善点を検討する。
- (2) 取組評価アンケート(楽しいクラスにするためのアンケート)の実施を確認し、集計結果を分析し、取組内容や取組方法を見直す。

2 校内研修

(1)「わかる授業を進めること」

- すべての児童が参加し、活躍できるようにするための授業改善をする。
- 正しい授業規律が定着するような授業を実践する。

(2) いじめ防止に係る研修

- 「いじめ防止指導事例集」を活用した実践的な研修を実施する。

- (3) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 配慮を要する児童についての情報を共有する研修を実施する。
 - さまざまな個性に対応できる資質を身に付けられる研修を実施する。
- (4) 情報モラル研修
 - 児童が、インターネット等を使用してのいじめから主体的に身を守るための方法を指導できるようにするための研修を実施する。
 - 教師が、インターネット等の児童を取り巻く最新の情報環境についての知識を得るための研修を実施する。
- (5) 保護者向け啓発資料配付
 - いじめ相談窓口等についての保護者を対象とする啓発資料を配付する。

X PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う組織：いじめ対策委員会
 - (2) 検証を行う期間：各学期
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 取組評価アンケート（楽しいクラスにするためのアンケート）の実施時期：6月、11月、3月
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期
6月・10月・2月
 - (3) 校内研修会等の開催時期
 - 4月：児童理解研修（配慮を要する児童についての職員全体確認）
いじめ防止に係る研修
 - 8月：生徒指導・教育相談研修
情報モラル研修
 - 11月：保護者向け啓発資料配付
 - 2・3月：児童理解研修（配慮を要する児童の変容確認）